

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他（都市計画税）</u>		
要望項目名	高規格堤防整備事業に伴い高規格堤防特別区域内に再移転した地権者の土地に係る課税標準の特例措置の創設		
要望内容（概要） [関係条文]	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 高規格堤防整備事業により高規格特別区域内へ再移転をした者に対して、固定資産税及び都市計画税にかかる土地の課税標準を軽減 ・ 特例措置の内容 高規格堤防整備事業に伴い事業区域内の土地・家屋の所有者が、事業完了後、当該事業により指定された高規格堤防特別区域内の土地に家屋を取得する場合に、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を5年間1/2に軽減する。 [河川法第6条第2項、第4項 河川法施行規則第2条]		
減収見込額	[初年度] 0 (-) [改正増減収額] -	(-)	[平年度] ▲1.3 (-) (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 高規格堤防は、大都市の人口・資産が集積するゼロメートル地帯等に密集した市街地がある河川において、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するために幅の広い緩傾斜堤防を整備するものであり、このことは、第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）における重点目標である「人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進」に資する施策として整備が進められている。また、一部区間が整備された場合にも、氾濫時には住民の貴重な避難場所など多面的な効果が期待されている。</p> <p>(2) 施策の必要性 高規格堤防の整備は、用地買収を行わず、民有の土地等を一時的に使用して当該土地上に堤防等の整備を行い、盛土工事終了後に家屋等の再建築を行うという手法をとるため、事業地内の土地・家屋の所有者は、家屋を一度除去し仮移転を行い、仮移転先での数年間の生活のあと、工事終了後に事業地内の土地に家屋を取得することとなる。</p> <p>さらに、整備後の当該土地については、高規格堤防特別区域に指定されることに伴い地下の建築物や土地の掘削に一定の制限を受けることとなることに加え、高規格堤防の整備により当該土地の評価額が上昇するとともに、家屋の新築により、家屋の評価額も上昇し、土地・建物ともに固定資産税及び都市計画税が増額するという経済的負担も生じている。特に、高規格堤防の整備を予定している区間の沿川は、高齢化率が高い木造住宅密集地域が多く、仮移転や家屋の新築、住環境の変化、固定資産税及び都市計画税の増額等は高齢者等にとって相当負担が大きいことから、元の土地に戻らない者が多数発生した場合には地域コミュニティが継続されないおそれもある。</p> <p>平成29年12月には有識者からなる「高規格堤防の効率的な整備に関する検討会」においても、高規格堤防の整備を促進する旨の提言が示され、住民等の負担軽減のための措置を検討すべきとされているところ。</p> <p>今後、高規格堤防の整備を推進していく区間では、家屋の移転を伴うため事業に着手することが難しいものが多く、本特例措置の創設により地権者との合意形成を促進させ、高規格堤防整備事業の円滑な施行を図るものである。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・重点目標2 災害特性や地域の脆弱性に応じて災害等のリスクを低減する 政策パッケージ2-1：切迫する巨大地震・津波や大規模噴火に対するリスクの軽減 「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備」 政策パッケージ2-2：激甚化する気象災害に対するリスクの低減 「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備」 ○国土交通省政策評価基本計画（平成26年3月） 安全 <ul style="list-style-type: none"> ・政策目標 4：水害等災害による被害の軽減 ・施策目標 12：水害・土砂災害の防止・減災を推進する ○国土強靱化アクションプラン2018（平成30年6月5日） <ul style="list-style-type: none"> ・堤防の決壊による壊滅的な被害を回避する高規格堤防の整備
	政策の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度国土交通省事後評価実施計画（平成29年8月） 安全 <ul style="list-style-type: none"> ・業績指標48「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率」 (H26年度末：約37%→H32年度末：約75%) ・業績指標49「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」 (国管理区間 H26年度末：約71%→H32年度末：約76%) ○国土強靱化アクションプラン2018（平成30年6月5日） <ul style="list-style-type: none"> ・重要業績指標「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率（国管理区間）」 (約71% (H26) →約72% (H28) →約76% (H32))
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（平成31年4月1日～平成34年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年度政策チェックアップ 業績指標モニタリング結果 安全 <ul style="list-style-type: none"> ・業績指標48「南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率」 (H28年度末：約47%) ・業績指標49「人口・資産集積地区等における河川整備計画目標相当の洪水に対する河川の整備率」 (H28年度末：約72%)
有効性	要望の措置の適用見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・適用見込み（カッコ内は減収額、単位百万円） 平成31年 11件 (0.2) 平成32年 31件 (0.6) 平成33年 53件 (1.2) 平成34年 59件 (1.3)
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高規格堤防の事業区域内の地権者への事業の説明又は補償交渉の際、本特例措置が存することを説明することにより事業に対する地権者の早期の合意が得られ、高規格堤防の円滑な整備に寄与する。

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る不動産取得税の特例措置 (地方税法附則第11条第2項、地方税法施行令附則第7条第2項)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	一般公共事業費 治水事業等関係費 (平成31年度予算概算要求額 , 9,451億円の内数)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算上の措置等は、高規格堤防の整備による河川整備の推進を図り、沿川の治水安全度を着実に向上させ、洪水氾濫による災害から国民の生命、身体及び財産を守るものである。本税制特例措置は、この高規格堤防整備事業の円滑な実施を一層促進するために必要不可欠なものである。
	要望の措置の妥当性	近年頻発する水害や、今後予想される首都直下地震等、大規模災害への対策は喫緊の課題であり、高規格堤防整備事業の着実な整備・推進を図る必要がある。その一方で、事業区域内に居住する住民にとっては、2度移転や仮移転先での数年間の生活、固定資産税及び都市計画税の増額に伴う経済的負担もあり、事業の阻害要因となっている。今後事業を推進するにあたり、本特例措置により住民の経済的負担を軽減する必要がある。
税負担軽減措置等の適用実績	—	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—	
前回要望時の達成目標	—	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯	—	